

保安規定変更認可申請と使用変更許可の対比表（北地区・使用施設）

保安規定変更申請	使用変更許可				説明												
<p>第1編 総則 (職務) 第5条の2 使用施設等の保安に関する各職位と職務は次のとおりとする。 (1)～(10) (変更なし) (11) 高温ガス炉研究開発センター長(以下「高温ガス炉センター長」という。)は、所長が行う高温ガス炉研究開発センターにおける使用施設等に関する保安活動の統括に係る業務を補佐するとともに、高温ガス炉研究開発センターにおける使用施設等の年間使用計画に係る業務を統括する。 (11) (変更なし) (12) 保安管理部長は、次号から第1716号までに掲げる保安活動を統括するとともに、第32条第3項に規定する業務を行う。また、センター長、放射線管理部長、燃料材料開発部長、材料試験炉部長、高温工学試験研究炉部長及び環境保全部長に対し、品質マネジメント活動及び保安活動に関する指示又は助言を行うことができる。 (13)～(16) (変更なし) (17) 放射線管理部長は、次号及び第2019号に掲げる保安活動を統括する。 (18)～(21) (変更なし) (22) 燃料材料開発部長は、施設管理統括者として次号及び第2524号に掲げる保安活動を統括する。 (23)～(24) (変更なし) (25) 材料試験炉部長は、施設管理統括者として次号から第3130号までに掲げる保安活動を統括する。 (26)～(30) (変更なし) (32) 高温工学試験研究炉部長は、施設管理統括者として次号から第35号までに掲げる保安活動を統括する。 (33) HTTR計画課長は、高温工学試験研究炉部長が行う統括に関する業務の補佐、HTTRの運転、利用及び技術開発計画の作成並びにこれらに係る調整に関する業務を行う。 (34) HTTR技術課長は、施設管理者としてHTTR本体施設のうち、新燃料組立検査室及び貯蔵棚の使用並びに保守、貯蔵セル及び貯蔵プールの使用に関する業務を行う。 (35) HTTR運転管理課長は、施設管理者としてHTTR本体施設のうち、使用済燃料検査室(I)、燃料交換機メンテナンスピット及び照射物貯蔵ピットの使用並びに保守、貯蔵セル及び貯蔵プールの保守、核燃料物質取扱設備の使用及び保守、第8編別表第6に掲げる放射線測定機器及び特定施設の運転並びに保守、核燃料管理者としてHTTRの中性子束測定用核燃料物質の管理に関する業務を行う。 (31)～(32) (変更なし)</p>	<p>【施設番号4：HTTR施設変更許可申請書】 5. 予定使用期間及び年間予定使用量</p> <table border="1" data-bbox="1311 346 2398 594"> <thead> <tr> <th rowspan="2">核燃料物質の種類</th> <th rowspan="2">予定使用期間</th> <th colspan="2">年間予定使用量</th> </tr> <tr> <th>最大存在量</th> <th>延べ取扱量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">濃縮ウラン 5%以上 20%未満</td> <td rowspan="2">共通編に記載</td> <td>1g (²³⁵U量 0.2g)</td> <td>1g (²³⁵U量 0.2g)</td> </tr> <tr> <td>10g (²³⁵U量 10g)</td> <td>10g (²³⁵U量 10g)</td> </tr> </tbody> </table>				核燃料物質の種類	予定使用期間	年間予定使用量		最大存在量	延べ取扱量	濃縮ウラン 5%以上 20%未満	共通編に記載	1g (²³⁵ U量 0.2g)	1g (²³⁵ U量 0.2g)	10g (²³⁵ U量 10g)	10g (²³⁵ U量 10g)	<p>・使用変更許可申請の許可（令和4年6月3日付け）に基づき、施行令41条非該当となったため、保安規定からHTTRの記載を削除するので、許可書との齟齬はない。</p>
核燃料物質の種類	予定使用期間	年間予定使用量															
		最大存在量	延べ取扱量														
濃縮ウラン 5%以上 20%未満	共通編に記載	1g (²³⁵ U量 0.2g)	1g (²³⁵ U量 0.2g)														
		10g (²³⁵ U量 10g)	10g (²³⁵ U量 10g)														

保安規定変更申請					使用変更許可		説明
別表第1 対象使用施設等（第2条、第5条の2関係）							
第1欄	第2欄		第3欄	第4欄	第5欄		
使用施設等	施設区分		廃棄物移送設備	放射線管理施設			
	本体施設	特定施設		屋内管理用放射線管理設備	屋外管理用放射線管理設備		
J M T R	(1) 使用施設 ① 原子炉建家 ② 居室実験室建家 (ア) ホット実験室 (イ) 放射線管理室 ③ 照射準備室建家 ④ 使用設備 (ア) 放射線管理設備のうちプロセスモニタ (イ) その他の使用設備（ハンドリングツールを含む。） (2) 貯蔵施設 (3) 液体廃棄施設 ① 第1排水系貯槽 ② 第2排水系貯槽 ③ 第3排水系貯槽 ④ 第4排水系貯槽	(1) 使用施設 ① 機械室建家 ② 使用設備 (ア) 電源設備 (イ) 消火設備 (2) 気体廃棄施設 (3) 液体廃棄施設 ① タンクヤード ② ホット機械室	(1) 廃液輸送管 (2) 廃液移送容器	第5編別表第7及び別表第8に掲げる放射線測定機器	第2編別表第13に掲げる放射線測定機器		
ホットラボ	(1) コンクリートNo.1～8セル (2) 顕微鏡鉛No.1～4セル (3) No.3チャンネル (4) ホットモックアップ室 (5) その他特定施設以外の設備	(1) 電源設備 (2) 液体廃棄設備 (3) 気体廃棄設備 (4) 空気圧縮設備		第6編別表第14及び別表第15に掲げる放射線測定機器			
燃料研究棟	(1) グローブボックス等の使用施設 (2) 核燃料貯蔵施設 (3) その他特定施設以外の設備	(1) 電源設備 (2) 空気圧縮設備 (3) 気体廃棄設備 (4) 液体廃棄設備	(1) 廃液輸送管	第7編別表第10及び別表第11に掲げる放射線測定機器			
H T T R	(1) 新燃料組立検査室 (2) 使用済燃料検査室(1) (3) 燃料交換機メンテナンスピット (4) 貯蔵施設 ① 貯蔵棚 ② 貯蔵セル ③ 貯蔵プール ④ 照射物貯蔵ピット (5) 核燃料物質取扱設備 (6) その他特定施設以外の設備	(1) 電気施設 (非常用電源設備) (2) 廃棄施設 ① 気体廃棄物の廃棄施設 ② 液体廃棄物の廃棄設備 ③ 原子炉建家換気空調設備 ④ 非常用空気浄化設備		第8編別表第8及び別表第9に掲げる放射線測定機器			
				【施設番号4：HTTR 施設変更許可申請書】 5. 予定使用期間及び年間予定使用量：記載省略			・使用変更許可申請の許可（令和4年6月3日付け）に基づき、施行令41条非該当となったため、保安規定からHTTRの記載を削除するので、許可書との齟齬はない。

保安規定変更申請	使用変更許可	説明																																																					
<p>廃液輸送管は、JMTRについてはタンクヤードから廃棄物管理施設の受入れ施設まで(この系統を「JMTR系統」という。)、燃料研究棟については液体廃棄設備から廃棄物管理施設の受入れ施設まで(この系統を「燃料研究棟系統」という。)をいう。JMTRの廃液移送容器を装備した車両を、廃液運搬車とい<u>い、HTTRの廃液運搬にも使用する。</u></p> <p>別表第2 施設管理者一覧(第3条関係)</p> <table border="1" data-bbox="154 436 1029 953"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>施設区分</th> <th>施設管理者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">(1) JMTR</td> <td>廃棄物移送設備</td> <td>廃棄物管理課長</td> </tr> <tr> <td>放射線管理施設</td> <td>放射線管理第2課長</td> </tr> <tr> <td>照射準備室建家</td> <td rowspan="3">原子炉課長</td> </tr> <tr> <td>ホット実験室</td> </tr> <tr> <td>その他上記以外の本体施設及び特定施設</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(2) ホットラボ</td> <td>本体施設及び特定施設</td> <td>ホットラボ課長</td> </tr> <tr> <td>放射線管理施設</td> <td>放射線管理第2課長</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">(3) 燃料研究棟</td> <td>本体施設及び特定施設</td> <td>燃料研究施設保全課長</td> </tr> <tr> <td>廃棄物移送設備</td> <td>廃棄物管理課長</td> </tr> <tr> <td>放射線管理施設</td> <td>放射線管理第2課長</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">(4) HTTR</td> <td>原子炉建家(新燃料組立検査室を除く。)</td> <td>HTTR運転管理課長</td> </tr> <tr> <td><u>新燃料組立検査室</u></td> <td><u>HTTR技術課長</u></td> </tr> <tr> <td><u>放射線管理施設</u></td> <td><u>放射線管理第2課長</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第3 管理区域管理者一覧(第3条関係)</p> <table border="1" data-bbox="154 1037 1029 1493"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>管理区域区分</th> <th>管理区域管理者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">(1) JMTR</td> <td>放射線管理室</td> <td>放射線管理第2課長</td> </tr> <tr> <td>照射制御室</td> <td rowspan="6">原子炉課長</td> </tr> <tr> <td>照射準備室</td> </tr> <tr> <td>ホット実験室</td> </tr> <tr> <td>測定室</td> </tr> <tr> <td>燃料管理室</td> </tr> <tr> <td>JMTR炉室その他上記以外の区域</td> </tr> <tr> <td>(2) ホットラボ</td> <td>ホットラボ課長</td> </tr> <tr> <td>(3) 燃料研究棟</td> <td>燃料研究施設保全課長</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(4) HTTR</td> <td>原子炉建家(新燃料組立検査室を除く。)</td> <td>HTTR運転管理課長</td> </tr> <tr> <td><u>新燃料組立検査室</u></td> <td><u>HTTR技術課長</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第4 (変更なし)</p>	施設名	施設区分	施設管理者	(1) JMTR	廃棄物移送設備	廃棄物管理課長	放射線管理施設	放射線管理第2課長	照射準備室建家	原子炉課長	ホット実験室	その他上記以外の本体施設及び特定施設	(2) ホットラボ	本体施設及び特定施設	ホットラボ課長	放射線管理施設	放射線管理第2課長	(3) 燃料研究棟	本体施設及び特定施設	燃料研究施設保全課長	廃棄物移送設備	廃棄物管理課長	放射線管理施設	放射線管理第2課長	(4) HTTR	原子炉建家(新燃料組立検査室を除く。)	HTTR運転管理課長	<u>新燃料組立検査室</u>	<u>HTTR技術課長</u>	<u>放射線管理施設</u>	<u>放射線管理第2課長</u>	施設名	管理区域区分	管理区域管理者	(1) JMTR	放射線管理室	放射線管理第2課長	照射制御室	原子炉課長	照射準備室	ホット実験室	測定室	燃料管理室	JMTR炉室その他上記以外の区域	(2) ホットラボ	ホットラボ課長	(3) 燃料研究棟	燃料研究施設保全課長	(4) HTTR	原子炉建家(新燃料組立検査室を除く。)	HTTR運転管理課長	<u>新燃料組立検査室</u>	<u>HTTR技術課長</u>	<p>【施設番号4：HTTR施設変更許可申請書】</p> <p>5. 予定使用期間及び年間予定使用量：記載省略</p> <p>【施設番号4：HTTR施設変更許可申請書】</p> <p>5. 予定使用期間及び年間予定使用量：記載省略</p> <p>【施設番号4：HTTR施設変更許可申請書】</p> <p>5. 予定使用期間及び年間予定使用量：記載省略</p>	<ul style="list-style-type: none"> 使用変更許可申請の許可(令和4年6月3日付け)に基づき、施行令41条非該当となったため、保安規定からHTTRの記載を削除するので、許可書との齟齬はない。 使用変更許可申請の許可(令和4年6月3日付け)に基づき、施行令41条非該当となったため、保安規定からHTTRの記載を削除するので、許可書との齟齬はない。 使用変更許可申請の許可(令和4年6月3日付け)に基づき、施行令41条非該当となったため、保安規定からHTTRの記載を削除するので、許可書との齟齬はない。
施設名	施設区分	施設管理者																																																					
(1) JMTR	廃棄物移送設備	廃棄物管理課長																																																					
	放射線管理施設	放射線管理第2課長																																																					
	照射準備室建家	原子炉課長																																																					
	ホット実験室																																																						
	その他上記以外の本体施設及び特定施設																																																						
(2) ホットラボ	本体施設及び特定施設	ホットラボ課長																																																					
	放射線管理施設	放射線管理第2課長																																																					
(3) 燃料研究棟	本体施設及び特定施設	燃料研究施設保全課長																																																					
	廃棄物移送設備	廃棄物管理課長																																																					
	放射線管理施設	放射線管理第2課長																																																					
(4) HTTR	原子炉建家(新燃料組立検査室を除く。)	HTTR運転管理課長																																																					
	<u>新燃料組立検査室</u>	<u>HTTR技術課長</u>																																																					
	<u>放射線管理施設</u>	<u>放射線管理第2課長</u>																																																					
施設名	管理区域区分	管理区域管理者																																																					
(1) JMTR	放射線管理室	放射線管理第2課長																																																					
	照射制御室	原子炉課長																																																					
	照射準備室																																																						
	ホット実験室																																																						
	測定室																																																						
	燃料管理室																																																						
	JMTR炉室その他上記以外の区域																																																						
(2) ホットラボ	ホットラボ課長																																																						
(3) 燃料研究棟	燃料研究施設保全課長																																																						
(4) HTTR	原子炉建家(新燃料組立検査室を除く。)	HTTR運転管理課長																																																					
	<u>新燃料組立検査室</u>	<u>HTTR技術課長</u>																																																					

保安規定変更申請

使用変更許可

説明

別表第5 品質マネジメントシステム文書体系(第13条関係)

品質マネジメント計画書(QP-12)	本部 (二次文書)	大気研究所 (二次文書)	原子力施設検査室 (二次文書)	保安管理課 (二次文書)	放射線管理課 (二次文書)	管理課 (二次文書)	燃料材料課 (二次文書)	燃料材料課 (二次文書)	環境保全部 (二次文書)
4.1 一般事項	—	—	・総則(大検-QM-01)	・総則(保安-QM-01) ・重要度分類管理(保安-QM-02)	・総則(放射-QM-01) ・重要度分類管理(放射-QM-02)	・総則(管理-QM-01) ・重要度分類管理(管理-QM-02)	・総則(燃料-QM-01) ・重要度分類管理(燃料-QM-02) ・指令等の基本事項の特定(燃料-QM-03)	・総則(燃料-QM-01) ・重要度分類管理(燃料-QM-02)	・総則(環境-QM-01) ・重要度分類管理(環境-QM-02)
4.2.3 文書管理	・文書及び記録管理(QP-A03)	・大気研究所文書及び記録の管理(大気-QM-01)	—	—	—	—	—	—	—
4.2.4 記録の管理	・安全文化の育成及び維持並びに関係法令等の遵守活動に係る実施要領(QP-A09)	・安全文化の育成及び維持並びに関係法令等の遵守活動に係る実施要領(大気-QM-23)	—	—	—	—	—	—	—
5.1 顧客の関与	—	—	—	—	—	—	—	—	—
5.4.1 品質目標	・品質目標の設定管理(QP-A11)	・品質目標の設定管理(大気-QM-11)	—	—	—	—	—	—	—
5.4.6 内部コミュニケーション	・安全委員会・品質保証委員会の運営について(QP-A04)	・安全委員会・品質保証委員会の運営について(大気-QM-13) ・品質保証委員会(大気-QM-11)	—	—	—	—	—	—	—
5.6 マネジメントレビュー	・マネジメントレビュー実施要領(QP-P02)	・マネジメントレビュー実施要領(大気-QM-07)	—	—	—	—	—	—	—
6.2.2 力量、教育、訓練及び設備	・業務の計画及び実施管理要領(QP-A12)	・業務の計画及び実施管理要領(大気-QM-02)	—	—	—	—	—	—	—
7.1 業務の計画	—	・大気研究所内放射線物質管理要領(大気-QM-22) ・大気研究所放射線物質管理要領(大気-QM-01) ・大気研究所P1設定評価要領(大気-QM-21)	—	—	—	—	—	—	—
7.2.3 外部とのコミュニケーション	—	・大気研究所フリーアクセス対応要領(大気-QM-25)	—	—	—	—	—	—	—
7.3 設計・開発	—	—	—	—	—	—	—	—	—
7.4 調達	・調達の評価・確認管理要領(QP-001)	・大気研究所調達管理要領(大気-QM-02)	—	—	—	—	—	—	—
7.5 業務の実施	—	—	—	—	—	—	—	—	—
7.6 監視・測定及び測定機器の管理	—	—	—	—	—	—	—	—	—
8.2.2 内部監査	・原子力安全監査実施要領(QP-P03)	・原子力安全監査実施要領(大気-QM-04) ・放射線物質使用施設、放射線物質貯蔵施設、放射線物質取扱施設(大気-QM-41) ・大気研究所内部監査要領(大気-QM-02)	—	—	—	—	—	—	—
8.3 不適合管理	・不適合管理並びに是正及び再発防止管理要領(QP-A05)	・不適合管理並びに是正及び再発防止管理要領(大気-QM-00)	—	—	—	—	—	—	—

【施設番号4：HTTR 施設変更許可申請書】
5. 予定使用期間及び年間予定使用量：記載省略

・使用変更許可申請の許可(令和4年6月3日付け)に基づき、施行令41条非該当となったため、保安規定からHTTRの記載を削除するので、許可書との齟齬はない。

保安規定変更申請					使用変更許可		説明
別表第11(1)核燃料物質の使用等に関する記録(第33条関係)							
核燃料物質の使用等に関する規則第2条の11に定める記録							
記録事項	記録すべき場合	記録責任者	保存責任者	保存期間			
1. 使用施設等の施設管理(核燃料使用規則第2条の11の7に規定するものをいう。以下この表において同じ。)に係る記録							
(イ)使用前確認の結果 (第2編第34条の2、第4編第9条の2、第5編第20条、第6編第14条の2、第7編第15条の2、 第8編第16条の2)	確認の都度	施設管理者	施設管理者	同一事項に関する次の確認のときまでの期間			
(ロ)核燃料使用規則第2条の11の7第4号の規定による施設管理の実施状況及びその担当者の氏名 (第2編第31条の5、第4編第7条の5、第5編第16条、第6編第12条の5、第7編第13条の5、 第8編第14条の4)	施設管理の実施の都度	施設管理者又は環境監視線量計測課長	施設管理者又は環境監視線量計測課長	施設管理を実施した使用施設等の解体又は廃棄をした後5年が経過するまでの期間			
(ハ)核燃料使用規則第2条の11の7第5号の規定による施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名 (第2編第31条の2、第31条の3、第31条の4、第31条の6、第4編第7条の2、第7条の3、第7条の4、第7条の6、第5編第13条、第14条、第15条、第17条、第6編第12条の2、第12条の3、第12条の4、第12条の6、第7編第13条の2、第13条の3、第13条の4、第13条の6、 第8編第14条、第14条の2、第14条の3、第14条の5)	評価の都度	施設管理者又は環境監視線量計測課長	施設管理者又は環境監視線量計測課長	評価を実施した使用施設等の施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画の改定までの期間			
2. 放射線管理記録							
(イ)使用施設の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率 (第2編第18条)	毎日作業中1回	放射線管理第2課長	放射線管理第2課長	5年間			
(ロ)放射性廃棄物の排気口又は排気監視設備及び排水口又は排水監視設備における放射性物質の濃度 (第3編第6条、第8-5条)	排気又は排水の都度 (連続して排気又は排水をする場合は連続して)	放射線管理第2課長	放射線管理第2課長	5年間			
(ハ)管理区域及び周辺監視区域における線量当量率((イ)に規定する場合のものを除く。)並びに管理区域における空气中の放射性物質の1週間についての平均濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度 (第2編第18条、第30条)	毎週1回	管理区域にあっては放射線管理第2課長 周辺監視区域にあっては環境監視線量計測課長	管理区域にあっては放射線管理第2課長 周辺監視区域にあっては環境監視線量計測課長	5年間			
					【施設番号4:HTTR施設変更許可申請書】 5. 予定使用期間及び年間予定使用量:記載省略		<ul style="list-style-type: none"> 使用変更許可申請の許可(令和4年6月3日付け)に基づき、施行令41条非該当となったため、保安規定からHTTRの記載を削除するので、許可書との齟齬はない。 使用変更許可申請の許可(令和4年6月3日付け)に基づき、施行令41条非該当となったため、保安規定からHTTRの記載を削除するので、許可書との齟齬はない。 使用変更許可申請の許可(令和4年6月3日付け)に基づき、施行令41条非該当となったため、保安規定からHTTRの記載を削除するので、許可書との齟齬はない。 HTTRに関する記載を保安規定から削除すると、直接一般排水を行う施設がなくなるため。
					【施設番号4:HTTR施設変更許可申請書】 5. 予定使用期間及び年間予定使用量:記載省略		
					【施設番号4:HTTR施設変更許可申請書】 5. 予定使用期間及び年間予定使用量:記載省略		
					【施設番号4:HTTR施設変更許可申請書】 5. 予定使用期間及び年間予定使用量:記載省略		

保安規定変更申請					使用変更許可	説明
(ニ)放射線業務従事者の4月1日を始期とする1年間の線量、女子(妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者を除く。)の放射線業務従事者の4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間の線量並びに本人の申し出等により妊娠の事実を知ることになった女子の放射線業務従事者にあつては出産までの間毎月1日を始期とする1月間の線量 (第2編第26条)	1年間の線量にあつては毎年度1回、3月間の線量にあつては3月ごとに1回、1月間の線量にあつては1月ごとに1回	環境監視線量計測課長	環境監視線量計測課長	記録に係る者が放射線業務従事者でなくなった場合又は5年間保存した後において、原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間		
(ホ)4月1日を始期とする1年間の線量が20ミリシーベルトを超えた放射線業務従事者の当該1年間を含む原子力規制委員会が定める5年間の線量 (第2編第26条)	原子力規制委員会が定める5年間において毎年度1回(左欄に掲げる当該1年間以降に限る。)	環境監視線量計測課長	環境監視線量計測課長	記録に係る者が放射線業務従事者でなくなった場合又は5年間保存した後において、原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間		
(ハ)放射線業務従事者が緊急作業に従事した期間の始期及び終期並びに放射線業務従事者の当該期間の線量 (第2編第22条、第23条、第24条)	その都度	環境監視線量計測課長	環境監視線量計測課長	記録に係る者が放射線業務従事者でなくなった場合又は5年間保存した後において、原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間		
(ト)放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばくの経歴及び原子力規制委員会が定める5年間における当該年度の前年度までの放射線被ばくの経歴 (第2編第9条、第26条)	その者が当該業務に就く時	環境監視線量計測課長	環境監視線量計測課長	記録に係る者が放射線業務従事者でなくなった場合又は5年間保存した後において、原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間		
(チ)周辺監視区域の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類並びにその運搬した日時及び経路 (第3編第2条)	運搬の都度	核燃料物質にあつては核燃料管理者核燃料物質によって汚染されたものにあつては課長	核燃料物質にあつては核燃料管理者核燃料物質によって汚染されたものにあつては課長	1年間		

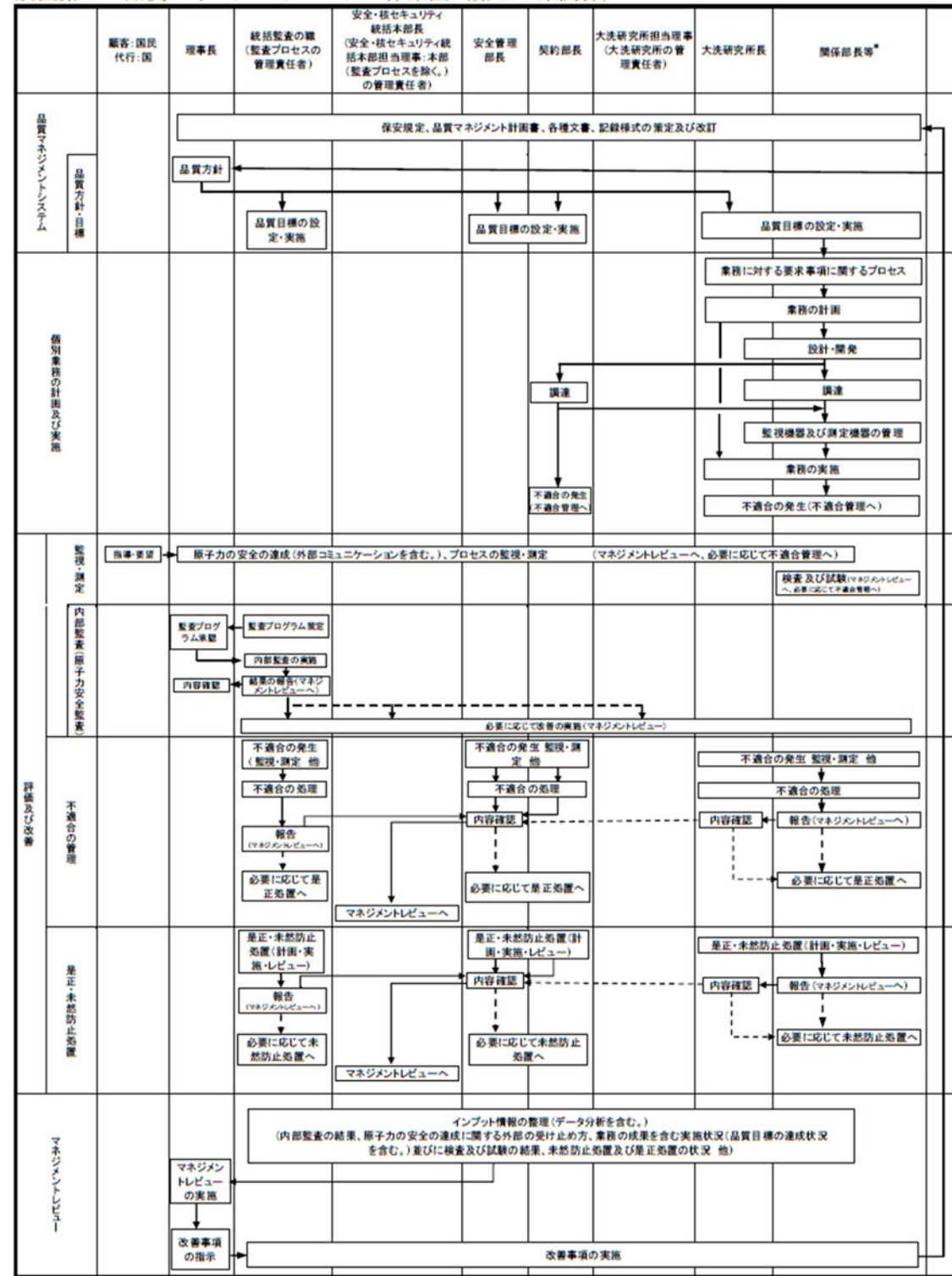
保安規定変更申請					使用変更許可	説明
<p>(リ) 廃棄施設に廃棄し、又は海洋に投棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固型化した場合には、当該容器の数量及び比重並びにその廃棄の日時、場所及び方法 (注1) (第3編第119条の3)</p> <p>(ヌ) 放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固型化した場合にはその方法 (注1) (第3編第119条の3)</p> <p>3. 操作記録 (安全上重要な施設 (使用許可基準規則第1条第2項第4号に規定するものをいう。) に係るものに限る (ハを除く。))</p> <p>(イ) 使用施設における核燃料物質の種類別の使用量及び使用の日時</p> <p>(ロ) 使用施設等の操作開始及び操作停止の時刻</p> <p>(ハ) 警報装置から発せられた警報の内容 (令第41条各号に掲げる核燃料物質に係るものに限る。) (注3、注4) (第5編第32条、第6編第7条、第24条、第7編第7条、第25条、第8編第25条)</p> <p>(ニ) 使用施設等の操作責任者及び操作員の氏名並びにこれらの者の交代の時刻</p> <p>4. 使用施設等の事故記録</p> <p>(イ) 事故等の発生及び復旧の日時 (第1編第34条)</p> <p>(ロ) 事故等の状況及び事故に際して採った処置 (第1編第34条)</p> <p>(ハ) 事故等の原因 (第1編第34条)</p> <p>(ニ) 事故等の後の処置</p>	<p>廃棄の都度</p>	<p>課長又は管理区域管理者 (注2)</p>	<p>課長又は管理区域管理者 (注2)</p>	<p>法第12条の6第8項の確認を受けるまでの期間</p>	<p>【施設番号4：HTTR 施設変更許可申請書】</p> <p>5. 予定使用期間及び年間予定使用量：記載省略</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条番号の繰上げのため ・ 条番号の繰上げのため ・ 使用変更許可申請の許可 (令和4年6月3日付け) に基づき、施行令41条非該当となったため、保安規定からHTTRの記載を削除するので、許可書との齟齬はない。
	<p>封入又は固型化の都度</p>	<p>課長又は管理区域管理者 (注2)</p>	<p>課長又は管理区域管理者 (注2)</p>	<p>法第12条の6第8項の確認を受けるまでの期間</p>		
	<p>使用の都度 (連続式にあつては連続して)</p>	<p>施設管理者</p>	<p>施設管理者</p>	<p>1年間</p>		
	<p>開始及び停止の都度</p>	<p>施設管理者</p>	<p>施設管理者</p>	<p>1年間</p>		
	<p>その都度</p>	<p>施設管理者</p>	<p>施設管理者</p>	<p>1年間</p>		
	<p>操作の開始及び交代の都度</p>	<p>施設管理者</p>	<p>施設管理者</p>	<p>1年間</p>		
	<p>その都度</p>	<p>施設管理統括者</p>	<p>施設管理統括者</p>	<p>法第12条の6第8項の確認を受けるまでの期間</p>		
	<p>その都度</p>	<p>施設管理統括者</p>	<p>施設管理統括者</p>	<p>法第12条の6第8項の確認を受けるまでの期間</p>		
	<p>その都度</p>	<p>施設管理統括者</p>	<p>施設管理統括者</p>	<p>法第12条の6第8項の確認を受けるまでの期間</p>		
	<p>その都度</p>	<p>施設管理統括者</p>	<p>施設管理統括者</p>	<p>法第12条の6第8項の確認を受けるまでの期間</p>		

保安規定変更申請					使用変更許可	説明
(第1編第34条)				認を受けるまでの期間		
5. 保安教育の記録 (イ)保安教育の実施計画 (第1編第22条) (ロ)保安教育の実施日時、項目及び保安教育を受けた者の氏名 (第1編第22条)	策定の都度	各部長	各部長	3年間		
	実施の都度	原子力施設検査室長及び各課長	原子力施設検査室長及び各課長	3年間		
6. 品質管理基準規則第4条第3項に規定する品質マネジメント文書及び品質マネジメントシステムに従った計画、実施、評価及び改善状況の記録（他の号に掲げるものを除く。）（第1編第13条）	当該文書又は記録の作成又は変更の都度	統括監査の職、安全管理部長、契約部長、各部長、原子力施設検査室長及び各課長	統括監査の職、安全管理部長、契約部長、各部長、原子力施設検査室長及び各課長	当該文書又は記録の作成又は変更後3年が経過するまでの期間		
7. 廃止措置に係る工事の方法、時期及び対象となる使用施設等の設備の名称	法第57条の5第2項の認可を受けた廃止措置計画に記載された工事の各工程の終了の都度	—	—	法第57条の5第3項において準用する法第12条の6第8項の確認を受けるまでの期間		
<p>注1：保管廃棄施設に保管した後、廃棄物管理施設に引き渡す。</p> <p>注2：第3編第11<u>9</u>条の3の固体廃棄物を廃棄する課長又は共用の廃棄物容器に収納される固体廃棄物については管理区域管理者</p> <p>注3：核燃料物質使用許可申請書に記載する警報についても記録を行う。</p> <p>注4：検査、点検、保守、訓練及び設備の起動・停止に伴う警報で、異常ではないことが明らかなるものを除く。</p>						
別表第11（2）（変更なし）						
						・ 条番号の繰上げのため

保安規定変更申請	使用変更許可	説明
<p>理事長</p> <p>統括監査の職 (監査プロセスの管理責任者)</p> <p>中央安全審査・品質保証委員会</p> <p>安全・核セキュリティ統括本部長 〔安全・核セキュリティ統括本部担当理事：本部(監査プロセスを除く。)の管理責任者〕</p> <p>安全管理部長</p> <p>契約部長</p> <p>大洗研究所担当理事 (大洗研究所の管理責任者)</p> <p>大洗研究所長</p> <p>使用施設等安全審査委員会</p> <p>品質保証推進委員会</p> <p>核燃料取扱主務者</p> <p>原子力施設検査室長</p> <p>環境保全部長</p> <p>環境技術開発センター長</p> <p>材料試験炉本部長</p> <p>高温度工学試験研究炉本部長</p> <p>高温度工学試験研究炉センター長</p> <p>燃料材料開発部長</p> <p>高速炉サイクル研究開発センター長</p> <p>燃料技術開発部長</p> <p>燃料研究施設保全課長</p> <p>燃料技術開発課長</p> <p>放射線管理部長</p> <p>管理部長</p> <p>放射線管理第2課長</p> <p>環境監視線量計測課長</p> <p>調達課長</p> <p>保安管理部長</p> <p>安全対策課長</p> <p>施設安全課長</p> <p>危機管理課長</p> <p>核物質管理課長</p> <p>計画管理課長</p> <p>廃止措置推進課長</p> <p>技術課長</p> <p>原子炉課長</p> <p>ホットラボ課長</p> <p>廃棄物管理課長</p> <p>HTTR運転管理課長</p> <p>HTTR技術課長</p> <p>HTTR計画課長</p>	<p>【施設番号4：HTTR 施設変更許可申請書】</p> <p>5. 予定使用期間及び年間予定使用量：記載省略</p>	<ul style="list-style-type: none"> 使用変更許可申請の許可（令和4年6月3日付け）に基づき、施行令41条非該当となったため、保安規定からHTTRの記載を削除するので、許可書との齟齬はない。

<p style="text-align: center;">保安規定変更申請</p>	<p style="text-align: center;">使用変更許可</p>	<p style="text-align: center;">説明</p>
---	---	---------------------------------------

別図第2 品質マネジメントシステム体系図 (第13条関係)



* : 原子力施設検査室長、高濃ウラン研究開発センター長、高濃ウラン燃料開発センター長、環境技術開発センター長、安全管理部長、放射線管理部長、管理部長、燃料材料開発部長、高濃ウラン燃料研究部長、材料試験部長、環境保全部長
 → : 基本的な流れ - -> : 必要に応じた流れ

【施設番号4 : HTTR 施設変更許可申請書】
 5. 予定使用期間及び年間予定使用量 : 記載省略

・使用変更許可申請の許可 (令和4年6月3日付け) に基づき、施行令41条非該当となったため、保安規定からHTTRの記載を削除するので、許可書との齟齬はない。

別図第3 (変更なし)

保安規定変更申請	使用変更許可	説明
<p>第2編 放射線管理 第1条 (変更なし)</p> <p>(管理区域) 第2条 使用施設等の管理区域は、別図第1に示すとおりとする。ただし、それぞれの使用施設等に係る管理区域の詳細は、第5編～第8.7編に示す。 2～4 (変更なし)</p> <p>第3条～第31条の6 (変更なし)</p> <p>(放射線測定機器の管理) 第32条 放射線管理第2課長は、第5編第31条、第6編第23条、及び第7編第24条及び第8編第2.4条に規定する放射線測定機器を備えつける。 2～5 (変更なし)</p> <p>第33条～第35条 (変更なし)</p> <p>別表第1～別表第13 (変更なし)</p> <p>別図第1(その1) (変更なし)</p> <p>別図第1(その2) (変更なし)</p>	<p>【施設番号4：HTTR施設変更許可申請書】 5. 予定使用期間及び年間予定使用量：記載省略</p> <p>【施設番号4：HTTR施設変更許可申請書】 5. 予定使用期間及び年間予定使用量：記載省略</p>	<ul style="list-style-type: none"> 使用変更許可申請の許可（令和4年6月3日付け）に基づき、施行令41条非該当となったため、保安規定からHTTRの記載を削除するので、許可書との齟齬はない。 使用変更許可申請の許可（令和4年6月3日付け）に基づき、施行令41条非該当となったため、保安規定からHTTRの記載を削除するので、許可書との齟齬はない。

保安規定変更申請	使用変更許可	説明
<p data-bbox="115 205 724 241">別図第1(その3) HTTRに係る管理区域</p>  <p data-bbox="115 1549 424 1585">別図第2 (変更なし)</p> <p data-bbox="115 1623 676 1659">別記様式第1～別記様式第3 (変更なし)</p>	<p data-bbox="1317 205 1849 241">【施設番号4：HTTR 施設変更許可申請書】</p> <p data-bbox="1317 241 1911 277">5. 予定使用期間及び年間予定使用量：記載省略</p>	<ul data-bbox="2510 205 2890 430" style="list-style-type: none"> 使用変更許可申請の許可（令和4年6月3日付け）に基づき、施行令41条非該当となったため、保安規定からHTTRの記載を削除するので、許可書との齟齬はない。

保安規定変更申請	使用変更許可	説明
<p>第3編 核燃料物質等の運搬及び放射性廃棄物等の管理 第1条～第2条 (変更なし)</p> <p>(放射性廃棄物の廃棄及び管理)</p> <p>第3条 施設から環境へ放出する気体状放射性廃棄物(以下「気体廃棄物」という。)の廃棄及び管理は、別表第4に掲げる気体廃棄物の管理者が行う。</p> <p>2 施設から一般排水溝により環境へ放出する液体状放射性廃棄物(以下「液体廃棄物」という。)の廃棄及び管理は、別表第5に掲げる液体廃棄物の管理者が行う。</p> <p>(液体廃棄物中の放射性物質に係る放出管理基準値)</p> <p>第4条 液体廃棄物の管理者は、周辺監視区域外に放出する液体廃棄物中に含まれる放射性物質の量が別表第6に掲げる放出管理基準値を超えないように管理する。</p> <p>(液体廃棄物の一般排水溝への放出の基準)</p> <p>第5条 使用施設等から一般排水溝へ放出する液体廃棄物中の放射性物質の濃度は、3月間についての平均濃度が法令で定める周辺監視区域外の水中濃度限度以下とする。</p> <p>2 液体廃棄物の管理者は、周辺監視区域外に放出する液体廃棄物中の放射性物質の量が別表第6に掲げる放出管理基準値を超えないように管理するとともに、その放出量が合理的に達成できる限り低くなるよう管理する。</p> <p>(液体廃棄物中の放射性物質の濃度の測定)</p> <p>第6条 液体廃棄物の管理者は、使用施設等の廃液貯槽から一般排水溝により、液体廃棄物を周辺監視区域外へ放出しようとするときは、放射線管理第2課長の同意を得る。</p> <p>2 放射線管理第2課長は、前項の同意をしようとするときは、液体廃棄物中の放射性物質の濃度を別表第7に掲げるところにより測定し、その濃度が第5条に規定する濃度を超えないこと及び放出量が別表第6に掲げる放出管理基準値を超えないことを確認する。</p> <p>3 放射線管理第2課長は、前項の測定の結果に基づき、使用施設等ごとに3月間の平均濃度並びに3月間及び1年間の放射性物質の放出量を算出し、その結果を環境監視線量計測課長及び液体廃棄物の管理者に通知する。</p> <p>4 環境監視線量計測課長は、一般排水溝出口における排水中の3月間の放射性物質の平均濃度を算出するとともに、放出管理基準値が定められている核種について、3月間及び1年間の放出量を算出する。</p> <p>(気体廃棄物中の放射性物質に係る放出管理基準値)</p> <p>第7.4条 気体廃棄物の管理者は、使用施設等から気体廃棄物を放出するときは、排気口における気体廃棄物中の放射性物質の3月間の平均濃度が別表第8.6に掲げる放出管理基準値を超えないように管理するとともに、その放出量が合理的に達成できる限り低くなるよう管理する。</p> <p>(気体廃棄物中の放射性物質の濃度の測定)</p> <p>第8.5条 放射線管理第2課長は、使用施設等の排気設備から放出する気体廃棄物中の放射性物質の濃度を別表第7.5に掲げるところにより測定する。</p> <p>2 (変更なし)</p> <p>(液体廃棄物に係る放出管理基準値を超えた場合等における措置)</p> <p>第9条 放射線管理第2課長は、液体廃棄物中の放射性物質の放出量が別表第6に掲げる放出管理基準値を超え、又は超えるおそれがあると認めたときは、放射線管理部長に報告すると</p>	<p>【施設番号4 : HTTR 施設変更許可申請書】</p> <p>5. 予定使用期間及び年間予定使用量：記載省略</p> <p>【施設番号4 : HTTR 施設変更許可申請書】</p> <p>5. 予定使用期間及び年間予定使用量：記載省略</p>	<p>HTTRに関する記載を保安規定から削除すると、直接一般排水を行う施設がなくなるため。</p> <p>・ 条番号の繰上げのため ・ 表番号の繰上げのため</p> <p>・ 条番号の繰上げのため ・ 表番号の繰上げのため</p> <p>・ HTTRに関する記載を保安規定から削除すると、直接一</p>

保安規定変更申請	使用変更許可	説明
<p>ともに、液体廃棄物の管理者及び施設管理者（JMT Rにあっては、原子炉課長。次項において同じ。）に通知する。</p> <p>2 施設管理者は、前項の通知を受けたときは、当該施設に係る施設管理統括者に通知する。</p> <p>3 放射線管理部長は、第1項の報告を受けたときは、所長、当該施設を所掌するセンター長及び核燃料取扱主務者に報告する。</p> <p>4 施設管理統括者は、第2項の通知を受けたときは、関係のある課長にその原因の調査を指示するとともに、その結果を所長及び当該施設を所掌するセンター長に報告する。</p> <p>5 所長は、前項の報告を受けたときは、施設管理統括者に対し、使用計画の変更等の措置を指示する。</p> <p>6 施設管理統括者は、前項の指示により措置を講じたときは、その結果を核燃料取扱主務者に報告する。</p> <p>（気体廃棄物に係る放出管理基準値を超えた場合等における措置）</p> <p>第106条 放射線管理第2課長は、気体廃棄物中の放射性物質の3月間の平均濃度が別表第86に掲げる放出管理基準値を超え、又は超えるおそれがあると認めるときは、放射線管理部長に報告するとともに、環境監視線量計測課長及び気体廃棄物の管理者に通知する。</p> <p>2～8 （変更なし）</p> <p>第7条～第8条 （変更なし）</p> <p>（固体廃棄物の廃棄）</p> <p>第9条 課長は、使用施設等において発生した固体状放射性廃棄物（以下「固体廃棄物」という。）を封入し廃棄する場合は、次の各号に掲げる措置を講ずる。ただし、共用の廃棄物容器に収納される固体廃棄物については、第1編第3条第6号に掲げる管理区域管理者が行う。</p> <p>(1)～(3) （変更なし）</p> <p>(4) 前各号の措置をした放射性廃棄物は、第2号の推定及び前号の測定の結果に基づき、別表第97に掲げる基準に従って区分すること。</p> <p>(5)～(8) （変更なし）</p> <p>2 （変更なし）</p> <p>（放射性廃棄物の引き渡し前の措置）</p> <p>第10条 （変更なし）</p> <p>2 課長は、使用施設等において発生した液体廃棄物について、次の各号に掲げる措置を講ずる。</p> <p>(1)～(2) （変更なし）</p> <p>(3) 前2号の規定により容器等に収納又は貯留した液体廃棄物は、主な放射性核種及びその濃度に基づき、別表第97に掲げる基準に従って区分すること。</p> <p>(4)～(5) （変更なし）</p> <p>（放射性廃棄物に係る表示）</p> <p>第11条 課長は、第119条の3第1項及び第1210条の措置を講じた放射性廃棄物について、容器ごとに別表第108に掲げるところにより表示する。</p>		<p>般排水を行う施設がなくなるため。</p> <p>・ 条番号の繰上げのため</p> <p>・ 表番号の繰上げのため</p> <p>・ 条番号の繰上げのため</p> <p>・ 条番号の繰上げのため</p> <p>・ 表番号の繰上げのため</p> <p>・ 条番号の繰上げのため</p> <p>・ 表番号の繰上げのため</p> <p>・ 条番号の繰上げのため</p> <p>・ 表番号の繰上げのため</p>

保安規定変更申請	使用変更許可	説明																														
<p>(固体廃棄物の保管)</p> <p>第12条 課長は、固体廃棄物を廃棄物管理施設に引き渡すまでの間、第5編、第6編一及び第7編及び第8編の管理区域を示す図において指定されている保管廃棄施設に保管する。</p> <p>2 (変更なし)</p> <p>(放射性廃棄物の引取りの依頼等)</p> <p>第13条 課長また又は管理区域管理者は、放射性廃棄物を廃棄物管理施設に引き渡そうとするときは、廃棄物管理課長に依頼する。</p> <p>2 課長また又は管理区域管理者は、放射性廃棄物を廃棄物管理施設に引き渡すときには、当該放射性廃棄物に関する記録又はその写しを廃棄物管理課長に送付する。</p> <p>3 廃液貯槽に貯留された液体廃棄物の廃棄物管理課長への引取りの依頼は、JMTRについて原子炉課長が、燃料研究棟について燃料研究施設保全課長が、HTTRについてHTTR <u>HTTR</u> <u>運転管理課長</u>が行う。</p> <p>4～6 (変更なし)</p>	<p>【施設番号4：HTTR 施設変更許可申請書】</p> <p>5. 予定使用期間及び年間予定使用量：記載省略</p> <p>【施設番号4：HTTR 施設変更許可申請書】</p> <p>5. 予定使用期間及び年間予定使用量：記載省略</p>	<ul style="list-style-type: none"> 使用変更許可申請の許可（令和4年6月3日付け）に基づき、施行令41条非該当となったため、保安規定からHTTRの記載を削除するので、許可書との齟齬はない。 条番号の繰上げ及び記載の適正化 規制の適正化 使用変更許可申請の許可（令和4年6月3日付け）に基づき、施行令41条非該当となったため、保安規定からHTTRの記載を削除するので、許可書との齟齬はない。 																														
<p>別表第1 運搬に係る表面密度（第1，2，15-13条関係）</p> <table border="1" data-bbox="154 877 896 1012"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>表面密度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アルファ線を放出する放射性物質</td> <td>0.4 Bq / cm²</td> </tr> <tr> <td>アルファ線を放出しない放射性物質</td> <td>4 Bq / cm²</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2 周辺監視区域内運搬に係る線量当量率（第1，15-13条関係）</p> <table border="1" data-bbox="154 1087 807 1365"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>線量当量率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運搬物の表面</td> <td>2 mSv / h</td> </tr> <tr> <td>運搬物の表面から1m</td> <td>100 μSv / h</td> </tr> <tr> <td>車両の表面</td> <td>2 mSv / h</td> </tr> <tr> <td>車両の表面から1m</td> <td>100 μSv / h</td> </tr> <tr> <td>コンテナの表面</td> <td>2 mSv / h</td> </tr> <tr> <td>コンテナの表面から1m</td> <td>100 μSv / h</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第3 (変更なし)</p> <p>別表第4 気体廃棄物の管理者（第3条関係）</p> <table border="1" data-bbox="154 1516 667 1732"> <thead> <tr> <th>施設</th> <th>気体廃棄物の管理者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>JMTR</td> <td>原子炉課長</td> </tr> <tr> <td>ホットラボ</td> <td>ホットラボ課長</td> </tr> <tr> <td>燃料研究棟</td> <td>燃料研究施設保全課長</td> </tr> <tr> <td><u>HTTR</u></td> <td><u>HTTR運転管理課長</u></td> </tr> </tbody> </table>	区分	表面密度	アルファ線を放出する放射性物質	0.4 Bq / cm ²	アルファ線を放出しない放射性物質	4 Bq / cm ²	区分	線量当量率	運搬物の表面	2 mSv / h	運搬物の表面から1m	100 μSv / h	車両の表面	2 mSv / h	車両の表面から1m	100 μSv / h	コンテナの表面	2 mSv / h	コンテナの表面から1m	100 μSv / h	施設	気体廃棄物の管理者	JMTR	原子炉課長	ホットラボ	ホットラボ課長	燃料研究棟	燃料研究施設保全課長	<u>HTTR</u>	<u>HTTR運転管理課長</u>	<p>【施設番号4：HTTR 施設変更許可申請書】</p> <p>5. 予定使用期間及び年間予定使用量：記載省略</p>	<ul style="list-style-type: none"> 条番号の繰上げのため 条番号の繰上げのため 使用変更許可申請の許可（令和4年6月3日付け）に基づき、施行令41条非該当となったため、保安規定からHTTRの記載を削除するので、許可書との齟齬はない。
区分	表面密度																															
アルファ線を放出する放射性物質	0.4 Bq / cm ²																															
アルファ線を放出しない放射性物質	4 Bq / cm ²																															
区分	線量当量率																															
運搬物の表面	2 mSv / h																															
運搬物の表面から1m	100 μSv / h																															
車両の表面	2 mSv / h																															
車両の表面から1m	100 μSv / h																															
コンテナの表面	2 mSv / h																															
コンテナの表面から1m	100 μSv / h																															
施設	気体廃棄物の管理者																															
JMTR	原子炉課長																															
ホットラボ	ホットラボ課長																															
燃料研究棟	燃料研究施設保全課長																															
<u>HTTR</u>	<u>HTTR運転管理課長</u>																															

保安規定変更申請		使用変更許可		説明																															
<p>別表第5 液体廃棄物の管理者 (第3条関係)</p> <table border="1"> <tr> <td>施設</td> <td>液体廃棄物の管理者</td> </tr> <tr> <td>HTTR</td> <td>HTTR運転管理課長</td> </tr> </table>		施設	液体廃棄物の管理者	HTTR	HTTR運転管理課長	<p>【施設番号4：HTTR施設変更許可申請書】</p> <p>5. 予定使用期間及び年間予定使用量：記載省略</p>		<ul style="list-style-type: none"> HTTRに関する記載を保安規定から削除すると、直接一般排水を行う施設がなくなるため。 																											
施設	液体廃棄物の管理者																																		
HTTR	HTTR運転管理課長																																		
<p>別表第6 液体廃棄物の放出管理基準値 (第4, 5, 6, 9条関係) 注1)</p> <table border="1"> <tr> <td>核種</td> <td>放出管理基準値</td> </tr> <tr> <td>³H以外の核種</td> <td>2. 2GBq/年 注2)</td> </tr> <tr> <td>³H</td> <td>3. 7TBq/年</td> </tr> </table> <p>注1) 原子炉施設、廃棄物管理施設及び放射線管理施設からの放出分を含む。</p> <p>注2) ただし、⁶⁰Co及び¹³⁷Csについては、それぞれ、220MBq/年及び1.8GBq/年とする。</p>		核種	放出管理基準値	³H以外の核種	2. 2GBq/年 注2)	³H	3. 7TBq/年	<p>【施設番号4：HTTR施設変更許可申請書】</p> <p>5. 予定使用期間及び年間予定使用量：記載省略</p>		<ul style="list-style-type: none"> HTTRに関する記載を保安規定から削除すると、直接一般排水を行う施設がなくなるため。 																									
核種	放出管理基準値																																		
³H以外の核種	2. 2GBq/年 注2)																																		
³H	3. 7TBq/年																																		
<p>別表第7.5 気体廃棄物中及び液体廃棄物中の放射性物質の濃度の測定 (第6, 8.5条関係)</p> <table border="1"> <tr> <td>項目</td> <td>ひん度</td> </tr> <tr> <td>気体廃棄物中の放射性物質の濃度</td> <td>排気設備運転中連続</td> </tr> <tr> <td>液体廃棄物中の放射性物質の濃度</td> <td>排出のつど</td> </tr> </table>		項目	ひん度	気体廃棄物中の放射性物質の濃度	排気設備運転中連続	液体廃棄物中の放射性物質の濃度	排出のつど	<p>【施設番号4：HTTR施設変更許可申請書】</p> <p>5. 予定使用期間及び年間予定使用量：記載省略</p>		<ul style="list-style-type: none"> 条番号及び表番号の繰上げのため HTTRに関する記載を保安規定から削除すると、直接一般排水を行う施設がなくなるため。 																									
項目	ひん度																																		
気体廃棄物中の放射性物質の濃度	排気設備運転中連続																																		
液体廃棄物中の放射性物質の濃度	排出のつど																																		
<p>別表第8.6 気体廃棄物の放出管理基準値 (第7.4, 10.6条関係)</p> <table border="1"> <tr> <td>使用施設等</td> <td>放出管理基準値</td> </tr> <tr> <td>JMTR居室実験室</td> <td>(DAC) p × 1</td> </tr> <tr> <td>ホットラボ</td> <td>(DAC) p × 10</td> </tr> <tr> <td>燃料研究棟</td> <td>(DAC) p × 10</td> </tr> </table> <p>注) (DAC) pとは、第2編第29条に規定する周辺監視区域外の空气中濃度限度をいう。</p>		使用施設等	放出管理基準値	JMTR居室実験室	(DAC) p × 1	ホットラボ	(DAC) p × 10	燃料研究棟	(DAC) p × 10			<ul style="list-style-type: none"> 条番号及び表番号の繰上げのため 																							
使用施設等	放出管理基準値																																		
JMTR居室実験室	(DAC) p × 1																																		
ホットラボ	(DAC) p × 10																																		
燃料研究棟	(DAC) p × 10																																		
<p>別表第9.7 放射性廃棄物の区分基準 (第11.9条の3関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">β・γ</th> <th colspan="2">α</th> </tr> <tr> <th>容器表面の線量当量率</th> <th>容器*¹ 当りの放射性物質の含有量</th> <th>容器表面の線量当量率</th> <th>容器*¹ 当りの放射性物質の含有量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">固体廃棄物</td> <td>A</td> <td>2 mSv/h 未満</td> <td>β・γ放射性物質*² 3.7 × 10¹³ Bq/容器未満</td> <td>α放射性物質*³ 3.7 × 10⁴ Bq/容器未満</td> <td>500 μSv/h 未満</td> <td>β・γ放射性物質*² 3.7 × 10¹³ Bq/容器未満</td> <td>α放射性物質*³ 3.7 × 10⁴ Bq/容器以上 3.7 × 10⁷ Bq/容器未満</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>2 mSv/h 以上</td> <td></td> <td></td> <td>500 μSv/h 以上</td> <td></td> <td>3.7 × 10⁷ Bq/容器以上 3.7 × 10¹² Bq/容器未満</td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td colspan="2">—</td> <td colspan="4">容器表面の線量当量率と容器*¹当りの放射性物質の含有量については、いずれか上位のレベルになる基準を適用する。 Puにあつては、1 g/容器*¹未満、その他の核分裂性物質にあつては、4 g/容器*¹未満とする。</td> </tr> </tbody> </table>		区分	β・γ		α		容器表面の線量当量率	容器* ¹ 当りの放射性物質の含有量	容器表面の線量当量率	容器* ¹ 当りの放射性物質の含有量	固体廃棄物	A	2 mSv/h 未満	β・γ放射性物質* ² 3.7 × 10 ¹³ Bq/容器未満	α放射性物質* ³ 3.7 × 10 ⁴ Bq/容器未満	500 μSv/h 未満	β・γ放射性物質* ² 3.7 × 10 ¹³ Bq/容器未満	α放射性物質* ³ 3.7 × 10 ⁴ Bq/容器以上 3.7 × 10 ⁷ Bq/容器未満	B	2 mSv/h 以上			500 μSv/h 以上		3.7 × 10 ⁷ Bq/容器以上 3.7 × 10 ¹² Bq/容器未満	備考	—		容器表面の線量当量率と容器* ¹ 当りの放射性物質の含有量については、いずれか上位のレベルになる基準を適用する。 Puにあつては、1 g/容器* ¹ 未満、その他の核分裂性物質にあつては、4 g/容器* ¹ 未満とする。						<ul style="list-style-type: none"> 条番号及び表番号の繰上げのため
区分	β・γ		α																																
	容器表面の線量当量率	容器* ¹ 当りの放射性物質の含有量	容器表面の線量当量率	容器* ¹ 当りの放射性物質の含有量																															
固体廃棄物	A	2 mSv/h 未満	β・γ放射性物質* ² 3.7 × 10 ¹³ Bq/容器未満	α放射性物質* ³ 3.7 × 10 ⁴ Bq/容器未満	500 μSv/h 未満	β・γ放射性物質* ² 3.7 × 10 ¹³ Bq/容器未満	α放射性物質* ³ 3.7 × 10 ⁴ Bq/容器以上 3.7 × 10 ⁷ Bq/容器未満																												
	B	2 mSv/h 以上			500 μSv/h 以上		3.7 × 10 ⁷ Bq/容器以上 3.7 × 10 ¹² Bq/容器未満																												
備考	—		容器表面の線量当量率と容器* ¹ 当りの放射性物質の含有量については、いずれか上位のレベルになる基準を適用する。 Puにあつては、1 g/容器* ¹ 未満、その他の核分裂性物質にあつては、4 g/容器* ¹ 未満とする。																																

保安規定変更申請					使用変更許可	説明						
液体廃棄物	適用基準	トリチウム以外のβ・γ放射性物質*2の水中濃度	トリチウム水中濃度	α放射性物質*3の水中濃度								
	放出前廃液	3.7×10 ⁻¹ Bq/cm ³ 未満	3.7×10 ³ Bq/cm ³ 未満	1.0×10 ⁻² Bq/cm ³ 未満								
	A	3.7×10 ¹ Bq/cm ³ 未満*4										
	B	3.7×10 ¹ Bq/cm ³ 以上 3.7×10 ⁴ Bq/cm ³ 未満										
	C	—	3.7×10 ³ Bq/cm ³ 以上 3.7×10 ⁵ Bq/cm ³ 未満									
備考	トリチウムとトリチウム以外のβ・γ放射性物質が混在する場合は、上位のレベルになる基準を適用する。											
<p>*1：容器の基準容積；200</p> <p>*2：*3に示す以外の放射性物質</p> <p>*3：超ウラン元素であって、アルファ線を放出する放射性物質</p> <p>*4：主な放射性物質が短半減期であって、100時間以内にその濃度が3.7×10¹Bq/cm³未満になることが明らかなものを含む。</p> <p>別表第1-0-8 放射性廃棄物の表示（第1-3-11条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>放射性廃棄物の区分</th> <th>表示事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>固体廃棄物 注)</td> <td>イ 分類及び区分 ロ 主な核種 ハ 推定放射性物質の量 ニ 容器表面の線量当量率 ホ 容器・包装の表面密度 ヘ 主要内容物 ト 取扱い者名 チ 発生場所 リ 封入年月日 ヌ 発火性・爆発性物質等使用履歴の有無 ル その他必要な事項</td> </tr> <tr> <td>液体廃棄物（容器入り）</td> <td>イ 分類及び区分 ロ 液体廃棄物の量 ハ 主な核種 ニ 放射性物質の濃度 ホ 容器表面の線量当量率 ヘ 容器・包装の表面密度 ト 取扱い者名 チ 発生場所 リ 封入年月日 ヌ 発火性・爆発性物質等使用履歴の有無 ル その他必要な事項</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) β・γ 固体廃棄物B又はα 固体廃棄物Bの場合は、容器表面に管理番号のみを表示し、各項目は、運搬容器に添付したカードに記入すること。</p>							放射性廃棄物の区分	表示事項	固体廃棄物 注)	イ 分類及び区分 ロ 主な核種 ハ 推定放射性物質の量 ニ 容器表面の線量当量率 ホ 容器・包装の表面密度 ヘ 主要内容物 ト 取扱い者名 チ 発生場所 リ 封入年月日 ヌ 発火性・爆発性物質等使用履歴の有無 ル その他必要な事項	液体廃棄物（容器入り）	イ 分類及び区分 ロ 液体廃棄物の量 ハ 主な核種 ニ 放射性物質の濃度 ホ 容器表面の線量当量率 ヘ 容器・包装の表面密度 ト 取扱い者名 チ 発生場所 リ 封入年月日 ヌ 発火性・爆発性物質等使用履歴の有無 ル その他必要な事項
放射性廃棄物の区分	表示事項											
固体廃棄物 注)	イ 分類及び区分 ロ 主な核種 ハ 推定放射性物質の量 ニ 容器表面の線量当量率 ホ 容器・包装の表面密度 ヘ 主要内容物 ト 取扱い者名 チ 発生場所 リ 封入年月日 ヌ 発火性・爆発性物質等使用履歴の有無 ル その他必要な事項											
液体廃棄物（容器入り）	イ 分類及び区分 ロ 液体廃棄物の量 ハ 主な核種 ニ 放射性物質の濃度 ホ 容器表面の線量当量率 ヘ 容器・包装の表面密度 ト 取扱い者名 チ 発生場所 リ 封入年月日 ヌ 発火性・爆発性物質等使用履歴の有無 ル その他必要な事項											
						・条番号及び表番号の繰上げのため						

保安規定変更申請	使用変更許可	説明
<p>第4編 廃棄物移送設備の管理 第1条～第4条 (変更なし)</p> <p>(放射性廃棄物の運搬に係る受取りの場所及び受取りにおける安全の確認)</p> <p>第5条 (変更なし)</p> <p>2 廃棄物管理課長は、固体廃棄物及び容器入りの液体廃棄物を運搬するときは、次の各号に掲げる事項について、確認する。</p> <p>(1)～(2) (変更なし)</p> <p>(3) 依頼元から交付される放射性廃棄物に関する記録と一致するものであり第3編別表第<u>9-7</u>に掲げる基準に従って区分され、放射能濃度等に係る区分上限値を満足していること。</p> <p>(4) 放射性廃棄物は、前号に規定する記録に記載された事項と照合できる整理番号及び第3編別表第<u>10-8</u>に掲げる事項が容器等に表示されていること。</p> <p>(5)～(6) (変更なし)</p> <p>3 (変更なし)</p> <p>(車両による放射性廃棄物の運搬に係る措置)</p> <p>第6条 廃棄物管理課長は、前条に規定する運搬に係る確認をした放射性廃棄物を、周辺監視区域内において車両により運搬しようとするときは、第3編第1条第6項で定めるほか、次の各号に定めるところにより行う。</p> <p>(1) 第3編第<u>14-1-2</u>条第1項の規定により保管されている放射性廃棄物は、所定の運搬車両によること。</p> <p>(2)～(3) (変更なし)</p> <p>第7条～第14条 (変更なし)</p> <p>別表第1～別表第2 (変更なし)</p>		<p>条番号の繰上げのため</p> <p>条番号の繰上げのため</p> <p>条番号の繰上げのため</p>
<p>第5編 JMTRの管理</p> <p><u>第7章 放射性廃棄物でない廃棄物の管理</u> <u>(放射性廃棄物でない廃棄物の管理)</u></p> <p><u>第33条 原子炉課長は、管理区域内に設置されている設備等を構成している金属、コンクリート、ガラス、プラスチック等(以下「資材等」という。)を、核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物で廃棄しようとするものでない廃棄物(以下「放射性廃棄物でない廃棄物」という。)とする場合は、次の各号に掲げる措置を講じて材料試験炉部長の承認を得る。</u></p> <p><u>(1) 使用履歴の記録等が管理されている資材等については、管理された使用履歴、設置状況の記録等により汚染がないことを確認する。</u></p> <p><u>(2) 汚染された資材等については、その汚染部位の特定・分離を行う。</u></p> <p><u>(3) 適切な測定方法により念のための放射線測定を行い、汚染がないことを確認する。</u></p> <p><u>2 材料試験炉部長は、前項の承認をしようとする場合は、あらかじめ放射線管理第2課長の同意を得る。</u></p> <p><u>3 原子炉課長は、第1項で承認を得た放射性廃棄物でない廃棄物について、管理区域から搬出するまでの間、放射性廃棄物との混在防止の措置及び汚染を防止するための措置を講ずる。</u></p>		<p>・放射性廃棄物でない廃棄物の管理については使用変更許可申請書には該当する記載はない</p>

保安規定変更申請	使用変更許可	説明
<p>第6編 ホットラボの管理</p> <p>第7章 放射性廃棄物でない廃棄物の管理 (放射性廃棄物でない廃棄物の管理)</p> <p>第25条 ホットラボ課長は、管理区域内に設置されている設備等を構成している金属、コンクリート、ガラス、プラスチック等（以下「資材等」という。）を、核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物で廃棄しようとするものでない廃棄物（以下「放射性廃棄物でない廃棄物」という。）とする場合は、次の各号に掲げる措置を講じて材料試験炉部長の承認を得る。</p> <p>(1) 使用履歴の記録等が管理されている資材等については、管理された使用履歴、設置状況の記録等により汚染がないことを確認する。</p> <p>(2) 汚染された資材等については、その汚染部位の特定・分離を行う。</p> <p>(3) 適切な測定方法により念のための放射線測定を行い、汚染がないことを確認する。</p> <p>2 材料試験炉部長は、前項の承認をしようとする場合は、あらかじめ放射線管理第2課長の同意を得る。</p> <p>3 ホットラボ課長は、第1項で承認を得た放射性廃棄物でない廃棄物について、管理区域から搬出するまでの間、放射性廃棄物との混在防止の措置及び汚染を防止するための措置を講ずる。</p>		<ul style="list-style-type: none"> 放射性廃棄物でない廃棄物の管理については使用変更許可申請書には該当する記載はない
<p>第8編 HTTRの管理</p> <p>第1章 通則</p> <p>(定義)</p> <p>第1条 この編において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 「サ=ビスエリア」とは、原子炉格納容器を取り囲む原子炉建家の一部であり、別図第1(その2)から別図第1(その7)に示す区域をいう。</p> <p>(2) 「本体施設等」とは、第1編別表第1に掲げるHTTRの本体施設及び特定施設をいう。</p> <p>(3) 「燃料試料」とは、破損挙動、核分裂生成物の放出挙動等の究明及び高性能燃料の開発のための核燃料物質をいう。</p> <p>(要員の配置)</p> <p>第2条 HTTR運転管理課長は、別表第1に掲げる核燃料物質について、使用及び貯蔵に伴う取り扱い並びに運搬（以下この編において「取扱作業」という。）を行う場合は、本体施設等の保安に必要な要員を配置する。</p> <p>(手引の作成)</p> <p>第3条 高温工学試験研究炉部長は、本体施設等について、次の各号に掲げる事項に関する手引を作成する。</p> <p>(1) 核燃料物質の使用、受入及び貯蔵に関する事項</p> <p>(2) 本体施設等の起動前点検及び停止後点検に関する事項</p> <p>(3) 巡視点検に関する事項</p> <p>(4) 異常時の措置に関する事項</p> <p>2 高温工学試験研究炉部長は、前項の手引を作成する場合は、核燃料取扱主務者の同意を得る。これを変更する場合も、同様とする。</p> <p>3 高温工学試験研究炉部長は、第1項の手引を作成した場合又は変更した場合は、所長及び高温ガス炉センター長に報告する。</p>	<p>【施設番号4：HTTR施設変更許可申請書】</p> <p>5. 予定使用期間及び年間予定使用量：記載省略</p>	<ul style="list-style-type: none"> 使用変更許可申請の許可（令和4年6月3日付け）に基づき、施行令41条非該当となったため、保安規定からHTTRの記載を削除するので、許可書との齟齬はない

保安規定変更申請	使用変更許可	説明
<p>—(年間使用計画)—</p> <p>第4条 高温工学試験研究炉部長は、毎年度、当該年度に先立ち、次の各号に掲げる事項を明らかにしたH T T Rの年間使用計画を作成し、高温ガス炉センター長の承認を得る。これを変更しようとする場合も、同様とする。</p> <p>(1) 使用の目的</p> <p>(2) 使用の予定期間</p> <p>(3) 使用する核燃料物質の種類、形態及び量</p> <p>(4) 取扱い方法の概略</p> <p>(5) 定期事業者検査の予定期間</p> <p>(6) 第16条第1項に定める修理及び改造をする施設、設備、機器等の名称並びに予定期間</p> <p>(7) 核燃料使用規則第2条の11の7第7号の規定に基づく特別な措置を講ずる場合は、その予定期間及び内容</p> <p>2 高温ガス炉センター長は、前項の承認をしようとする場合は、核燃料取扱主務者の同意を得る。</p> <p>3 高温工学試験研究炉部長は、第1項の承認を得た場合は、所長に報告するとともに、H T T R計画課長、H T T R運転管理課長、H T T R技術課長及び放射線管理第2課長に通知する。</p> <p>—(使用実施計画)—</p> <p>第5条 H T T R運転管理課長は、年間使用計画に基づき、次の各号に掲げる事項を明らかにした使用実施計画を作成し、高温工学試験研究炉部長の承認を得る。これを変更しようとする場合も、同様とする。</p> <p>(1) 使用の開始及び終了の予定期日</p> <p>(2) 使用する核燃料物質の種類、形態及び量</p> <p>(3) 取扱いの方法(使用を終了した核燃料物質の貯蔵又は廃棄に関する事項及び核燃料物質の処理が必要な場合は、その処理に関する事項(処理方法及び期間)を含む。)</p> <p>2 高温工学試験研究炉部長は、前項の承認をしようとする場合は、核燃料取扱主務者の同意を得る。</p> <p>3 H T T R運転管理課長は、第1項の承認を得た場合は、その実施前にH T T R計画課長、H T T R技術課長及び放射線管理第2課長に通知する。</p> <p>—(臨界管理)—</p> <p>第6条 核燃料管理者は、取扱作業を行う場合は、別表第1に掲げる核燃料物質の年間予定使用量、取扱制限値及び核的制限値並びに別表第2に掲げる核燃料物質の貯蔵制限値以下に管理されていること並びに作業を行う前に施設管理者又は核燃料取扱主務者を含む施設管理統括者が指名した者により、質量、濃縮度、形状の確認を行う。</p> <p>—第2章 使用の管理—</p> <p>—第1節 使用上の条件—</p> <p>—(負圧の条件)—</p> <p>第7条 H T T R運転管理課長は、取扱作業を行う場合は、別表第3に掲げるところにより負圧を維持する。</p> <p>—(貯蔵プールの水位)—</p> <p>第8条 H T T R運転管理課長は、貯蔵プールの水位を別表第4に掲げる値に維持するよう努める。</p>		

保安規定変更申請	使用変更許可	説明
<p>第2節 作業上の確認 (重要な設備等の運転) 第9条 H T T R 運転管理課長は、別表第5に掲げる保安上重要な設備等の運転については、第3条で定める手引により、これを行う。</p> <p>(取扱作業開始前点検) 第10条 H T T R 運転管理課長は、取扱作業を開始しようとする場合は、別表第5に掲げる設備ごとの点検を行う。</p> <p>(巡視) 第11条 H T T R 運転管理課長は、取扱作業中、別表第5に掲げる設備等について、1日1回以上巡視する。</p> <p>(取扱作業終了後点検) 第12条 H T T R 運転管理課長は、取扱作業を終了した場合は、別表第5に掲げる設備ごとの点検を行う。</p> <p>第3章 保守管理 (計画停電時の措置) 第13条 H T T R 運転管理課長は、計画停電のつど、H T T R 施設の保安措置を検討し、高温工学試験研究炉部長の承認及び核燃料取扱主務者の同意を得て、これを行う。</p> <p>(施設管理目標の策定) 第14条 高温工学試験研究炉部長及び放射線管理部長は、H T T R について第1編第1条の2第2項に基づき理事長が定める施設管理方針に従って達成すべき施設管理目標を策定する。 2 高温工学試験研究炉部長は、前項の施設管理目標を取りまとめ、高温ガス炉センター長の確認を受けたのちに、所長の承認を得る。これを変更しようとする場合も、同様とする。 3 高温工学試験研究炉部長は、前項の承認を得た場合は、放射線管理部長に通知する。</p> <p>(施設管理の重要度が高い系統に対する定量的な目標の策定) 第14条の2 H T T R 運転管理課長、H T T R 技術課長及び放射線管理第2課長は、所掌する設備・機器について、前条の施設管理目標を踏まえ、所掌する設備・機器のうち重要度の高いものについて、定量的な施設管理目標を策定する。 2 H T T R 計画課長は、前項の定量的な施設管理目標を取りまとめ、放射線管理部長の確認を受けたのちに、高温工学試験研究炉部長の承認を得る。これを変更しようとする場合も、同様とする。 3 高温工学試験研究炉部長は、前項の承認をしようとする場合は、核燃料取扱主務者の同意を得る。 4 H T T R 計画課長は、第2項の承認を得た場合は、H T T R 運転管理課長、H T T R 技術課長及び放射線管理第2課長に通知する。</p> <p>(施設管理実施計画等の策定) 第14条の3 H T T R 運転管理課長、H T T R 技術課長及び放射線管理第2課長は、所掌する設備・機器について、次の各号に掲げる事項を定めた施設管理実施計画を策定する。 (1) 施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。</p>		

保安規定変更申請	使用変更許可	説明
<p>(2) 使用施設等の設計及び工事に関すること。</p> <p>(3) 使用施設等の巡視（使用施設等の保全のために実施するものに限る。）に関すること。</p> <p>(4) 使用施設等の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期（使用施設等の操作中及び操作停止中の区別を含む。）に関すること。</p> <p>(5) 使用施設等の工事、点検及び検査を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。</p> <p>(6) 使用施設等の設計、工事、巡視、点検及び検査の結果の確認及び評価の方法に関すること。</p> <p>(7) 前号の確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（未然防止処置を含む。）に関すること。</p> <p>(8) 使用施設等の施設管理に関する記録に関すること。</p> <p>2 H T T R 運転管理課長、H T T R 技術課長及び放射線管理第2課長は、所掌する設備・機器について、次の各号に掲げる事項を整理した設備保全整理表及び検査要否整理表を策定する。</p> <p>(1) 使用施設等の工事の方法及び時期</p> <p>(2) 使用施設等の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期</p> <p>3 第1項及び前項において、第4条の定めにより作成する年間使用計画において特別な措置を講ずる期間とその内容を示した上で、その特別な措置として核燃料使用規則第2条の11第7号の規定に基づき特別な施設管理実施計画並びに特別な設備保全整理表及び検査要否整理表を定めることができる。</p> <p>4 H T T R 運転管理課長は、第1項から前項までの施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表を取りまとめ、放射線管理部長の確認を受けたのちに、高温工学試験研究炉部長の承認を得る。これを変更しようとする場合も、同様とする。</p> <p>5 高温工学試験研究炉部長は、前項の承認をしようとする場合は、核燃料取扱主務者の同意を得る。</p> <p>6 H T T R 運転管理課長は、第4項の承認を得た場合は、H T T R 計画課長、H T T R 技術課長及び放射線管理第2課長に通知する。</p> <p>（保全活動の実施）</p> <p>第14条の4 H T T R 運転管理課長、H T T R 技術課長及び放射線管理第2課長は、所掌する設備・機器について、施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表に定めるところにより、保全活動を実施する。</p> <p>（保全活動の有効性評価及び改善）</p> <p>第14条の5 H T T R 運転管理課長、H T T R 技術課長及び放射線管理第2課長は、所掌する設備・機器について、保全活動（工事、巡視、点検及び検査に関する事項に限る。）の有効性評価を定期事業者検査の都度及び必要に応じて行い、必要と認める場合には改善を行う。</p> <p>（定期事業者検査）</p> <p>第15条 原子力施設検査室長は、H T T R の定期事業者検査を実施しようとするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにした検査計画書及び検査要領書を策定し、核燃料取扱主務者の同意を得る。これを変更しようとする場合も、同様とする。ただし、第1号ハの予定期間の変更その他施設の安全性に影響しない軽微な変更については、この限りでない。</p> <p>(1) 定期事業者検査計画</p> <p>イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>ロ 検査の項目及び実施体制</p>		

保安規定変更申請	使用変更許可	説明
<p>ハ 予定期間 ニ 定量的な施設管理目標 (2) 定期事業者検査要領 イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称 ロ 検査の項目及び検査場所 ハ 検査前条件 ニ 検査の確認方法及び検査手順 ホ 検査の判定基準</p> <p>2 H T T R 運転管理課長、H T T R 技術課長及び放射線管理第 2 課長は、原子力施設検査室長の求めに応じ、前項の定期事業者検査に必要な情報を提供する。 3 原子力施設検査室長は、第 1 項の検査計画書及び検査要領書に従い定期事業者検査を実施し、検査成績書を取りまとめ、核燃料取扱主務者の確認を受ける。 4 原子力施設検査室長は、第 1 項の同意及び前項の確認を得た場合は、H T T R 運転管理課長、H T T R 技術課長及び放射線管理第 2 課長に通知する。 5 H T T R 運転管理課長及び H T T R 技術課長は、前項の通知を受けた場合は、高温工学試験研究炉部長に、放射線管理第 2 課長は、前項の通知を受けた場合は、放射線管理部長に報告する。</p> <p>(修理及び改造) 第 1 6 条 H T T R 運転管理課長又は H T T R 技術課長は、所掌する本体施設等について、修理及び改造が必要と認められた場合は、修理及び改造を行うことができる。 2 H T T R 運転管理課長又は H T T R 技術課長は、前項の修理及び改造を行おうとする場合において、その修理及び改造が使用前事業者検査の対象である場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにした修理及び改造計画を作成し、高温工学試験研究炉部長の同意を得る。 (1) 修理及び改造をする施設、設備、装置、機器等の名称 (2) 修理及び改造の内容 (3) 担当者の氏名 (4) 予定期間 3 高温工学試験研究炉部長は、前項の同意をしようとする場合は、高温ガス炉センター長の確認を受けたのちに、所長の承認を得る。これを変更しようとする場合も、同様とする。 4 所長は、前項の承認をしようとする場合は、核燃料取扱主務者の同意を得る。 5 H T T R 運転管理課長及び H T T R 技術課長は、第 3 項の承認を得た場合は、その実施前に H T T R 計画課長、H T T R 運転管理課長、H T T R 技術課長及び放射線管理第 2 課長に通知する。</p> <p>(使用前事業者検査) 第 1 6 条の 2 原子力施設検査室長は、使用前事業者検査を実施しようとするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにした検査計画書及び検査要領書を策定し、核燃料取扱主務者の同意を得る。これを変更しようとするときも、同様とする。ただし、第 1 号ハの予定期間の変更その他施設の安全性に影響しない軽微な変更については、この限りでない。 (1) 使用前事業者検査計画 イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称 ロ 検査の内容 ハ 予定期間 (2) 使用前事業者検査要領 イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称 ロ 検査の項目及び検査場所</p>		

保安規定変更申請	使用変更許可	説明
<p>ハ 検査前条件 ニ 検査の確認方法及び検査手順 ホ 検査の判定基準</p> <p>2 H T T R 運転管理課長及びH T T R 技術課長は、原子力施設検査室長の求めに応じ、前項の使用前事業者検査に必要な情報を提供する。</p> <p>3 原子力施設検査室長は、第1項の検査計画書及び検査要領書に従い使用前事業者検査を実施し、検査成績書を取りまとめ、核燃料取扱主務者の確認を受ける。</p> <p>4 原子力施設検査室長は、第1項の同意及び前項の確認を得た場合は、H T T R 運転管理課長及びH T T R 技術課長に通知する。</p> <p>5 H T T R 運転管理課長及びH T T R 技術課長は、前項の通知のうち、第1項の同意に係る通知を受けた場合は、高温工学試験研究炉部長に報告する。</p> <p>— (保守結果の通知等) —</p> <p>第16条の3 H T T R 運転管理課長及びH T T R 技術課長は、第15条の定期事業者検査を終了した場合は、その結果を高温工学試験研究炉部長に報告し、H T T R 計画課長に通知する。H T T R 運転管理課長が放射線管理第2課長より放射線管理施設に係る定期事業者検査の結果の通知を受けた場合も、同様とする。</p> <p>2 放射線管理第2課長は、第15条の定期事業者検査を終了した場合は、放射線管理部長に報告するとともに、その結果をH T T R 運転管理課長に通知する。</p> <p>3 H T T R 運転管理課長及びH T T R 技術課長は、第16条第2項の修理及び改造に基づく作業並びに前条の使用前事業者検査を終了した場合は、その結果を高温工学試験研究炉部長に報告し、H T T R 計画課長に通知する。H T T R 運転管理課長が第2編34条第5項の定めにより放射線管理施設に係る修理及び改造計画に基づく作業並びに第2編第34条の2の使用前事業者検査の終了結果の通知を受けた場合も、同様とする。</p> <p>4 H T T R 計画課長は、第1項から前項の通知を受けた場合は、H T T R 運転管理課長、H T T R 技術課長及び放射線管理第2課長に通知する。ただし、通知を発信した課長への通知は省略できる。</p> <p>5 高温工学試験研究炉部長は、第1項及び第3項の報告を受けた場合は、核燃料取扱主務者に通知するとともに、所長及び高温ガス炉センター長に報告する。</p> <p>— 第4章 核燃料物質の管理 — — (核燃料物質の使用等の制限) —</p> <p>第17条 核燃料管理者は、核燃料物質を受け入れる場合は、次の各号に掲げるところにより、法第52条の規定により許可を受けた年間予定使用量を超えないようにして行う。</p> <p>(1) いかなる時点においても、受け入れようとする核燃料物質の量と在庫量との和が年間予定使用量（最大存在量）を超えないこと。</p> <p>(2) 1年間に受け入れる核燃料物質の量が年間予定使用量（延べ取扱量）を超えないこと。</p> <p>2 前項の年間予定使用量は、別表第1に掲げるとおりとする。</p> <p>— (未照射核燃料物質の受入検査) —</p> <p>第18条 核燃料管理者は、未照射核燃料物質を受け入れる場合は、次の各号に掲げる事項について、受入検査を行う。</p> <p>(1) 核燃料物質の種類及び量 (2) 表面汚染の測定 (3) 外観及び寸法の検査 (4) 核燃料物質の形態の確認</p> <p>2 核燃料管理者は、前項の受入検査の結果を核燃料取扱主務者に通知する。</p>		

保安規定変更申請	使用変更許可	説明
<p>（核燃料物質の貯蔵）</p> <p>第19条 核燃料管理者は、核燃料物質を貯蔵する場合は、臨界に達しないようにするため、別表第2に掲げる貯蔵施設で行い、かつ、同表に掲げる種類の核燃料物質以外の核燃料物質を貯蔵し又は同表に掲げる制限量を超過して貯蔵してはならない。</p> <p>2 核燃料管理者は、核燃料物質を貯蔵した場合は、別表第2に掲げる設備に貯蔵制限量を表示する。</p> <p>第5章 異常時の措置</p> <p>第1節 警報装置が作動した場合の措置</p> <p>（警報装置が作動した場合の措置）</p> <p>第20条 H T T R 運転管理課長は、本体施設等に係る警報装置が作動した場合は、その原因及び状況を調査し、原因の除去及び異常の拡大防止等の措置を講ずる。</p> <p>（負圧の維持に異常を生じた場合の措置）</p> <p>第21条 H T T R 運転管理課長は、第7条の負圧を維持できなくなった場合は、その原因及び状況を調査し、通常運転状態への復旧に努める。</p> <p>2 H T T R 運転管理課長は、前項の状況が復旧しない場合は、高温工学試験研究炉部長及び核燃料取扱主務者に通報する。</p> <p>第2節 点検等において異常を認めた場合の措置</p> <p>（巡視等において異常を認めた場合の措置）</p> <p>第22条 H T T R 運転管理課長は、巡視並びに次条の地震又は火災時の点検の結果、異常を認めた場合は、その原因及び状況を調査し、原因の除去及び異常の拡大防止等の措置を講ずる。</p> <p>2 H T T R 運転管理課長は、第2編第35条の定めにより環境管理線量計測課長及び放射線管理第2課長から点検の結果、異常を認めた旨の通報を受けた場合は、ただちにその原因及び状況を確認し、原因の除去及び異常の拡大防止等の措置を講ずる。</p> <p>3 H T T R 運転管理課長は、第1項及び前項の調査の結果、その異常が取扱作業に支障を及ぼすおそれがあると認めた場合は、高温工学試験研究炉部長及び核燃料取扱主務者に通報する。</p> <p>4 高温工学試験研究炉部長は、前項の通報を受けた場合は、その状況を確認し、あらたな措置を講ずるよう指示するとともに、所長及び高温ガス炉センター長に通報する。</p> <p>第3節 地震又は火災時の措置</p> <p>（地震又は火災時の措置）</p> <p>第22条の2 H T T R 運転管理課長、H T T R 技術課長及び放射線管理第2課長は、地震又は火災が発生した場合は次の措置を講ずる。</p> <p>(1) 震度4以上の地震が発生した場合は、施設及び設備を点検し、保安に影響がないことを確認する。</p> <p>(2) 火災が発生した場合は、早期消火及び延焼の防止に努めるとともに、火災鎮火後に施設及び設備を点検し、保安に影響がないことを確認する。</p> <p>2 放射線管理第2課長は、前項の確認の結果をH T T R 運転管理課長に通報する。</p> <p>3 H T T R 運転管理課長は、第1項の確認の結果及び前項の結果を高温工学試験研究炉部長に通報する。</p> <p>4 H T T R 技術課長は、第1項の確認の結果を高温工学試験研究炉部長及びH T T R 運転管理課長に通報する。</p>		

保安規定変更申請	使用変更許可	説明
<p>第6章 放射線管理 (管理区域の区分) 第23条 H T T Rに係る管理区域の区分は、別図第1に示すとおりとする。</p> <p>(放射線測定機器) 第24条 第2編第32条第1項に規定するH T T Rに係る放射線測定機器は、別表第8及び別表第9に掲げるとおりとする。</p> <p>(放射線測定機器の警報装置の作動条件) 第25条 放射線管理第2課長は、別表第10に掲げるところにより警報装置が作動するよう設定する。</p> <p>別表第1～別表第10 (省略)</p> <p>別図第1 (その1)～別図第1 (その7) (省略)</p> <p><u>附 則</u> <u>この規定は、原子力規制委員会の認可以降、理事長が別に定める日から施行する。</u></p>		<p>附則の追加</p>